

令和7年4月10日

公益財団法人 マンション管理センター 御中

総務省政策統括官（統計制度担当）付  
統計企画管理官室（地方統計機構担当）

令和7年度に統計調査員が調査票の配布・収集等のため共同住宅内の建物内への立ち入りを予定している統計調査について（情報提供）

時下ますます御清祥のこととお慶び申し上げます。

国の統計調査につきまして、日頃から御理解・御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、統計調査は、国民の皆様の御理解・御協力の下、実施されるものですが、統計をめぐる調査環境は、プライバシー意識の高まりや報告者の協力意識の低下、近年の居住形態及び生活形態の変化等に伴い一層厳しさを増しているところです。このような中、令和5年3月28日に閣議決定された「公的統計の整備に関する基本的な計画」において、統計調査の環境整備、国民全体の統計に対する理解増進の方策の一つとして、総務省は、共同住宅内における統計調査を円滑に実施するため、関係府省の協力を得て、地方公共団体とも連携しつつ、マンション管理関係団体等との連携強化を図ることとしています。

総務省政策統括官（統計制度担当）付統計企画管理官室では、昨年度に引き続き、令和7年度に実施が予定されている国の統計調査のうち、統計調査員が調査票の配布・収集等のために共同住宅の建物内への立ち入りを予定しているものについて、別添資料のとおり、調査情報等を取りまとめました。とりわけ、本年9・10月には、我が国で最も重要な統計調査である国勢調査が実施されます。本調査は、日本に住んでいるすべての人と世帯を対象としていますので、マンション関係者様や居住者様の御協力が必要不可欠です。

つきましては、傘下団体及びその構成員の皆様にも、別添資料を共有いただくとともに、居住者様から統計調査に関するお問い合わせがあった際に御活用いただけますと幸いです。

本件に関しまして、御不明な点等がございましたら、下記担当までお問い合わせください。また、国の統計調査の実施に関して、御意見・御要望等がございましたら、併せてお知らせいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

知ってくださいこのマーク  
きつと役立つ統計調査



政府統計

担当：  
総務省政策統括官（統計制度担当）付  
統計企画管理官室（地方統計機構担当） 吉田、今尾  
TEL：03-5273-5555（内線 33454）  
e-mail：s-shidou@soumu.go.jp

## 令和7年度 統計調査員が調査票の配布・収集等のため共同住宅の建物内への立ち入りを予定している国の統計調査

### I 基幹統計調査※（調査実施時期の早いものから順に掲載）

※ 「基幹統計調査」とは、公的統計の中核となる「基幹統計」を作成するために行われる重要な統計調査の総称です。

整理番号	実施機関	統計調査の名称	URL	目的	調査周期	調査票の配布収集等のため共同住宅の建物内への立ち入り予定時期	調査の流れ	調査地域	調査規模
1	総務省	労働力調査	<a href="https://www.stat.go.jp/data/roudou/index.html">https://www.stat.go.jp/data/roudou/index.html</a>	本調査は、労働力統計（国民の就業及び不就業の状態を明らかにするための基礎資料を得ることを目的とする基幹統計）を作成することを目的とする。	毎月	毎月	総務省－都道府県－調査員－報告者	全国	4万世帯、10万人
2	総務省	小売物価統計調査（家賃調査）	<a href="https://www.stat.go.jp/data/kouri/index.html">https://www.stat.go.jp/data/kouri/index.html</a>	本調査は、小売物価統計（国民の消費生活に必要な商品の小売価格及びサービスの料金についてその毎月の動向及び地域別の物価を明らかにすることを目的とする基幹統計）を作成することを目的とする。	毎月	毎月	総務省－都道府県－調査員－報告者	全国	約2,000事業所（約2.8万世帯分）
3	総務省	家計調査	<a href="https://www.stat.go.jp/data/kakei/index.html">https://www.stat.go.jp/data/kakei/index.html</a>	国民生活における家計収支の実態を毎月把握して、諸種の経済及び社会問題等に関する施策立案の基礎資料を得る。	毎月	毎月	総務省－都道府県－調査員－報告者	全国	0.9万世帯

整理番号	実施機関	統計調査の名称	URL	目的	調査周期	調査票の配布収集等のため共同住宅の建物内への立ち入り予定時期	調査の流れ	調査地域	調査規模
4	厚生労働省	国民生活基礎調査	<a href="https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/20-21.html">https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/20-21.html</a>	本調査は、保健、医療、福祉、年金、所得等国民生活の基礎的事項を調査し、厚生労働省の所掌事務に関する政策の企画及び立案に必要な基礎資料を得るとともに、各種調査の調査客体を抽出するための親標本を設定することを目的とする。	簡易調査：毎年（大規模調査年を除く） 大規模調査：3年（令和7年）	4～7月	世帯票【健康票・介護票】：厚生労働省－都道府県－（保健所設置市、特別区）－保健所－調査員－報告者  所得票【貯蓄票】：厚生労働省－都道府県－（市・特別区及び福祉事務所を設置する町村）－福祉事務所－調査員－報告者  ※【】内の調査票は大規模調査のみ	全国	簡易調査：5.5万世帯、13.2万人（うち、所得票：1.3万世帯、3万人）  大規模調査：27.7万世帯、66.1万人（うち、介護票：0.6万人、うち、所得票・貯蓄票：5万世帯、
5	総務省	国勢調査	<a href="https://www.stat.go.jp/data/kokusei/2025/index.html">https://www.stat.go.jp/data/kokusei/2025/index.html</a>	本調査は、統計法（平成19年法律第53号。以下「法」という。）第5条第2項の規定に基づき、国勢統計（法第2条第4項第1号に規定する基幹統計）を作成し、国内の人口及び世帯の実態を把握し、各種行政施策その他の基礎資料を得ることを目的とする。	5年	9～10月	総務省－都道府県－市町村－国勢調査指導員－国勢調査員－報告者	全国	12,600万人、5,570万世帯

## II 一般統計調査※（調査実施時期の早いものから順に掲載）

※ 「一般統計調査」とは、国の行政機関が行う統計調査のうち、基幹統計調査以外の統計調査の総称です。

基幹統計調査と同様、その実施に当たって総務大臣の承認が必要とされるなど、公的統計の作成において、重要な位置を占めるものです。

整理番号	実施機関	統計調査の名称	URL	目的	調査周期	調査票の配布収集等のため共同住宅の建物内への立ち入り予定時期	調査の流れ	調査地域	調査規模
1	総務省	家計消費状況調査	<a href="https://www.stat.go.jp/data/joukyou/index.html">https://www.stat.go.jp/data/joukyou/index.html</a>	個人消費動向の的確な把握のために、ICT関連の消費やインターネットを利用した購入状況、購入頻度が少ない高額商品・サービスの消費等の実態を安定的に捉えることを目的とする。	月	毎月	総務省－民間事業者（調査員）－報告者	全国	30,000世帯
2	厚生労働省	社会保障生計調査	<a href="https://www.mhlw.go.jp/tokei/list/70-15.html">https://www.mhlw.go.jp/tokei/list/70-15.html</a>	生活保護法に基づく被保護世帯の家計収支の実態を明らかにすることによって、生活保護基準の改定等生活保護制度の企画運営のために必要な基礎資料を得るとともに、厚生労働行政の企画運営のために必要な基礎資料を得ることを目的とする。	月	毎月	1. 福祉事務所を設置しない町村：厚生労働省－都道府県－都道府県が設置する福祉事務所－調査員－報告者 2. 市（指定都市及び中核市を除く）、特別区及び福祉事務所を設置する町村：厚生労働省－都道府県－市区町村－市区町村が設置する福祉事務所－調査員－報告者 3. 指定都市及び中核市：厚生労働省－市－市が設置する福祉事務所－調査員－報告者	全国	約1,100世帯
3	環境省	家庭部門のCO2排出実態統計調査	<a href="https://www.env.go.jp/earth/ondanka/ghg/kateiCO2tokei.html">https://www.env.go.jp/earth/ondanka/ghg/kateiCO2tokei.html</a>	家庭部門の詳細なCO2排出実態等を把握し、地球温暖化対策の企画・立案に資する基礎資料を得ることを目的とする。	2年	毎月	環境省－民間事業者（調査員）－報告者	全国	13,000世帯

整理番号	実施機関	統計調査の名称	URL	目的	調査周期	調査票の配布収集等のため共同住宅の建物内への立ち入り予定時期	調査の流れ	調査地域	調査規模
4	厚生労働省	社会保障・人口問題基本調査 (第17回出生動向基本調査)	<a href="https://www.mhlw.go.jp/tokei/list/118-1.html">https://www.mhlw.go.jp/tokei/list/118-1.html</a>	本調査は、他の公的統計では把握することのできない結婚ならびに夫婦の出生力に関する実状と背景を定時的に調査・計量し、関連諸施策ならびに将来人口推計をはじめとする人口動向把握に必要な基礎資料を得ることを目的とする。	5年	6～7月	厚生労働省（国立社会保障・人口問題研究所）－都道府県(政令指定都市、中核市、保健所設置市、特別区)－保健所－調査員－報告者	全国	1,000地区 (夫婦10,000組、 独身者17,000人)
5	厚生労働省	家庭の生活実態及び生活意識に関する調査	<a href="https://www.mhlw.go.jp/tokei/list/kateiseikatsuishiki/h22.html">https://www.mhlw.go.jp/tokei/list/kateiseikatsuishiki/h22.html</a>	一般世帯及び生活保護法に基づく被保護世帯の生活実態及び生活意識を把握することにより、生活保護基準の検証及び今後の生活保護制度の検討に向けた基礎資料を得る。	3年	7月	1. 福祉事務所を設置しない町村： 厚生労働省－都道府県－都道府県が設置する福祉事務所－調査員－報告者 2. 市（指定都市及び中核市を除く）、特別区及び福祉事務所を設置する町村：厚生労働省－都道府県－市区町村－市区町村が設置する福祉事務所－調査員－報告者 3. 指定都市及び中核市：厚生労働省－市－市が設置する福祉事務所－調査員－報告者	全国	一般世帯： 約32,800世帯 被保護世帯： 約1,100世帯
6	こども家庭庁	乳幼児栄養調査	<a href="https://www.cfa.go.jp/policies/boshihoken/">https://www.cfa.go.jp/policies/boshihoken/</a>	全国の乳幼児の栄養方法及び食事の状況等の実態を把握することにより、母乳育児の推進や乳幼児の食生活の改善のための基礎資料を得ることを目的とする調査。	10年	9月	こども家庭庁－民間事業者（調査員）－報告者	全国	5,000世帯

整理番号	実施機関	統計調査の名称	URL	目的	調査周期	調査票の配布収集等のため共同住宅の建物内への立ち入り予定時期	調査の流れ	調査地域	調査規模
7	国土交通省	住宅市場動向調査（注文住宅を除く）	<a href="https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&amp;layout=datalist&amp;toukei=00600630&amp;tstat=000001017729&amp;cycle=8&amp;tclass1val=0">https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&amp;layout=datalist&amp;toukei=00600630&amp;tstat=000001017729&amp;cycle=8&amp;tclass1val=0</a>	住み替え・建て替え前後の住宅やその住宅に居住する世帯の状況及び住宅取得に係る資金調達の状況等について把握し、今後の住宅政策の企画立案の基礎資料とすることを目的とする調査。	1年	9月～12月	国土交通省－民間事業者（調査員）－報告者	3大都市圏	2,400世帯
8	厚生労働省	国民健康・栄養調査	<a href="https://www.mhlw.go.jp/to/ukei/itiran/gaiyo/k-eisei.html">https://www.mhlw.go.jp/to/ukei/itiran/gaiyo/k-eisei.html</a>	国民の身体の状況、栄養摂取量及び生活習慣の状況を明らかにし、国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基礎資料を得ることを目的とする。	1年	10～11月	厚生労働省－都道府県・保健所設置市・特別区－保健所－調査員－報告者	全国	約23,750世帯
9	厚生労働省	公的年金加入状況等調査	<a href="https://www.mhlw.go.jp/to/ukei/list/141-1.html">https://www.mhlw.go.jp/to/ukei/list/141-1.html</a>	公的年金の加入状況を世帯員個々について調査し、公的年金加入状況と世帯の状況、就業状況、地域的特性との関連を把握するとともに、公的年金に関する周知度等を把握することにより、年金の事業運営及び今後の年金制度の検討のための基礎資料を得ることを目的とする。	3年	10月下旬～11月中旬	厚生労働省－日本年金機構－調査員－報告者	全国	約9万世帯（約20万人）

整理番号	実施機関	統計調査の名称	URL	目的	調査周期	調査票の配布収集等のため共同住宅の建物内への立ち入り 予定時期	調査の流れ	調査地域	調査規模
10	こども家庭庁	青少年のインターネット利用環境実態調査	<a href="https://www.cfa.go.jp/policies/youth-kankyou/internet-research/details/#moku-teki">https://www.cfa.go.jp/policies/youth-kankyou/internet-research/details/#moku-teki</a>	青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律に基づく関係施策の実施状況を検証するとともに、技術革新等の影響による著しい変化に対応する必要がある青少年のインターネット利用環境整備のため、関係施策をより効果的に推進するための基礎資料を得ることを目的とする。	1年	11月	こども家庭庁－民間事業者（調査員）－報告者	全国	13,000人

令和7年度 統計調査員が調査票の配布・収集等のため共同住宅の建物内への立ち入りを予定している統計調査(基幹統計調査)

府省	調査名等	令和7年										令和8年			備考	
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
総務省	労働力調査							■立入予定期間(毎月)								毎月調査
	小売物価統計調査 (家賃調査)							■立入予定期間(毎月)								毎月調査
	家計調査							■立入予定期間(毎月)								毎月調査
厚生労働省	国民生活基礎調査		■立入予定期間(4月~7月)													・簡易調査：毎年調査(大規模調査年を除く) ・大規模調査：3年周期調査(令和7年)
総務省	国勢調査							■立入予定期間(9月~10月)								5年周期調査



令和7年度 統計調査員が調査票の配布・収集等のため共同住宅の建物内への立ち入りを予定している統計調査(一般統計調査)

府省庁	調査名等	令和7年										令和8年			備考	
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
総務省	家計消費状況調査							■立入予定期間(毎月)								毎月調査
厚生労働省	社会保障生計調査							■立入予定期間(毎月)								毎月調査
環境省	家庭部門のCO2排出実態統計調査							■立入予定期間(毎月)								2年周期調査
厚生労働省	社会保障・人口問題基本調査(第17回出生動向基本調査)			■立入予定期間(6月~7月)												5年周期調査
	家庭の生活実態及び生活意識に関する調査				■立入予定期間(7月)											3年周期調査
こども家庭庁	乳幼児栄養調査							■立入予定期間(9月)								10年周期調査

令和7年度 統計調査員が調査票の配布・収集等のため共同住宅の建物内への立ち入りを予定している統計調査(一般統計調査)

府省庁	調査名等	令和7年										令和8年			備考
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
国土交通省	住宅市場動向調査 (注文住宅を除く)								■立入予定期間(9月～12月)						毎年調査
厚生労働省	国民健康・ 栄養調査								■立入予定期間(10月～11月)						毎年調査
	公的年金加入状況等 調査								■立入予定期間 (10月下旬～11月中旬)						3年周期調査
子ども家庭庁	青少年のインター ネット利用環境実態 調査								■立入予定実施期間(11月)						毎年調査



空き室の確認などは  
法令に基づくものです。  
ご協力をお願いいたします。

とても  
重要な調査  
なのです!



- 個人情報保護法第27条第1項では、個人情報取扱業者は、あらかじめ本人の同意を得ないで個人データを第三者に提供してはならないとされていますが、「法令に基づく場合」は例外となっています。
- 管理員、管理会社、管理組合のみなさまにご協力をお願いするのは、統計法第30条第1項に基づく協力依頼であり、「法令に基づく場合」に該当しますので、ご協力をお願いいたします。

#### 統計法（抄）

【第30条第1項】

行政機関の長は、前条第一項及び第二項に定めるもののほか、基幹統計調査を円滑に行うためその他基幹統計を作成するため必要があると認めるときは、地方公共団体の長その他の執行機関、独立行政法人等その他の関係者又はその他の個人若しくは法人その他の団体（次項において「被要請者」という。）に対し、必要な資料の提供、調査、報告その他の協力を求めることができる。



#### “かたり調査”にご注意ください!

「かたり調査」とは、行政機関が行う統計調査であるかのような、紛らわしい表示や説明をして、世帯等から個人情報等を詐取する行為のことです。「かたり調査」は、統計調査の実施を妨げるだけでなく、詐欺やその他の犯罪にも繋がりがかねないので、ご注意ください。



国勢調査2025キャンペーンサイト

<https://www.kokusei2025.go.jp/> 国勢調査2025 検索



マンション関係者のみなさまへ

国勢調査に  
ご協力ください。



令和7年10月1日に  
国勢調査を実施します

日本に住んでいるすべての人と世帯を対象とした、最も重要な統計調査です!

5年に一度、全員参加の統計調査



国勢調査2025



国勢調査2025キャンペーンサイト

<https://www.kokusei2025.go.jp/> 国勢調査2025

検索



総務省統計局・都道府県・市区町村



スムーズな調査のために  
ご協力をお願いします！

マンション関係者のみなさまへ

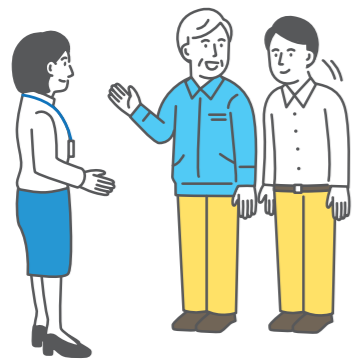
# 調査実施への3つのお願い

国勢調査は、非常勤の国家公務員である「国勢調査員」が世帯を訪問し、調査票等の調査書類を配布する方法で行われます。調査を進める上での最大のポイントは、すべての人と世帯を漏れなく、重複なく調査することです。そのためには、マンション関係者や住人のみなさまのご協力が必要不可欠です。



## — 調査実施前 —

### お願い1 調査員の推薦



#### マンションの管理員や住人のみなさまの調査員への推薦

マンション等の集合住宅における調査を円滑に実施するため、市区町村から調査員の推薦をお願いします。その際には、**管理員や住人のみなさま等からの調査員の推薦**についてご協力をお願いいたします。なお、マンションを管理する会社等が、市区町村との契約により調査員の事務を請け負うこともできます。

管理員の方や住人のみなさまのご協力あつての調査です！



#### 管理員の方などが調査員として調査を実施する場合

管理員の方などが国勢調査員として調査を実施する場合、事前にその旨を住人のみなさまにお伝えいただき、調査へのご協力をお願いします。

### お願い2 事前の広報

インターネット回答が  
かんたん・便利！



#### 広報用ポスター及び周知用リーフレットの掲示

正確な調査を実施するためには、住人のみなさまのご協力が欠かせません。調査の目的や意義、インターネット回答の利便性を周知するために、**掲示板・エレベーターなどに国勢調査の広報用ポスターや周知用リーフレットの掲示**をお願いします。

## — 調査実施期間中 —

### お願い3 調査員へのご協力

円滑な調査実施のため、特にオートロックマンションでは、**マンション関係者のみなさまのご協力が不可欠です。**調査員が建物の居住状況などをお尋ねする場合もございます。

総務大臣によって任命された調査員が伺います

調査員証を携帯しています。



9月下旬頃～  
調査員が各世帯を訪問し、  
調査書類を配布します。

10月上旬頃～  
各世帯を訪問し、調査票を回収します。  
(インターネット回答や郵送提出をした世帯は除く)

#### 受け持ち調査区の確認

マンション等を巡回し、建物全体の居住状況を確認します。

#### 空き室の確認などへの協力

調査員が訪問した際に、空き室の確認などをお願いすることがあります。



#### 調査書類の配布

各世帯を訪問し、調査書類を配布します。

#### オートロックマンションの場合 世帯の連続訪問の許諾

調査員がオートロックのドアに入った後、世帯を連続で訪問することへの許諾をお願いします。



#### 回答確認リーフレットの配布 調査票の回収

各世帯の郵便受けに回答確認リーフレットを配布します。また、調査員への提出を希望した世帯を訪問し、調査票を回収します。

#### オートロックの解錠

郵便受けがオートロックの奥にあるマンションの場合は、ドアの解錠をお願いします。

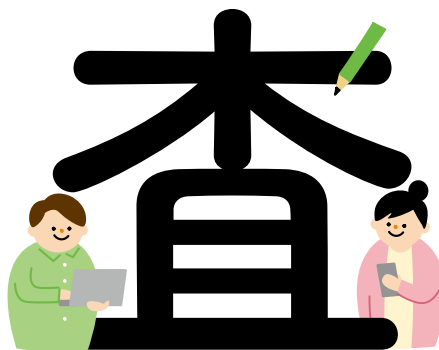


#### 未提出世帯からの回収

回答のない世帯を訪問し、再度回収に伺います。

#### オートロックマンションの場合 世帯の連続訪問の許諾

家計簿で  
豊かな暮らしの  
基礎づくり



調査員が  
伺いましたら、  
ご回答をお願い  
いたします。

個人情報  
は保護  
されます。

パソコン、  
タブレット、  
スマートフォン  
からもご回答いただけます。

調査員は  
調査員証  
を携帯しています。

家計調査は、暮らしの実態を  
家計収支の面から明らかにし、  
我が国の経済・社会政策の  
基礎資料となります。

家計調査

検索

<https://www.stat.go.jp/data/kakei/index.html>



総務省統計局・都道府県



リサイクル適性(A)

この印刷物は、印刷用の紙へ  
リサイクルできます。

# 家計調査の実施について

～ 家計簿で豊かな暮らしの基礎づくり ～

総務省統計局  
都道府県

## マンション・アパート等の管理組合、管理会社、管理人の皆様へ

- 総務省統計局では、都道府県を通じて「家計調査」を実施しています。
- 都道府県知事が任命した「家計調査 調査員※」が、建物にお住まいの世帯にお伺いした際は、ご協力をお願いいたします。

※ 調査員は都道府県知事に任命された地方公務員で、「調査員証」を携帯しています。

### 家計調査について

国が実施する基本的で重要な「基幹統計調査」です。

- 家計調査は、統計法において規定されている「基幹統計調査」の1つで、家計簿などの調査票を調査対象となった世帯の方に記入していただき、それを集計することで、国民生活の実態を家計収支の面から明らかにする調査です。

### ご協力いただく内容について

調査員が名簿作成や調査依頼などを行う際、建物にお住まいの世帯の方にお伺いできるよう、ご協力をお願いします。

- オートロックマンションなどについては、厳重なセキュリティなどのため、調査員が建物内に入ること自体が困難な事例も多く、調査が円滑に行われないことも想定されます。そのため、調査員が建物にお住まいの世帯にお伺いできるよう、**ポスターの掲示、調査が実施されることの建物内への周知**など、管理組合・管理会社・管理人の皆様のご協力をお願いします。
- また、空き室状況が不明な場合や、昼間不在がちな世帯などで調査員が訪問しても面会できない場合には、皆様に**居住状況などをお尋ねすることがあります**ので、同様にご協力をお願いします。

### ご協力いただく法的根拠について

統計調査への協力の要請は、法令に基づく正当なものですので、ご協力をお願いします。

- 統計法第30条には、地方公共団体の長その他の執行機関、独立行政法人等その他の関係者又はその他の個人若しくは法人その他の団体に対して協力の要請を求めることができる旨規定されており、本件はこれに基づく協力依頼です。
- 「個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という。）」においては、統計法に基づき協力の要請があった場合、本人の同意がなくても個人情報取扱事業者による居住状況の情報提供が例外として認められています（個人情報保護法第27条第1項）。

※調査の詳しい概要や統計法と個人情報保護法との関係などについては裏面をご覧ください。

調査結果はホームページをご覧ください。

家計調査

検索



総務省統計局 URL : <https://www.stat.go.jp>

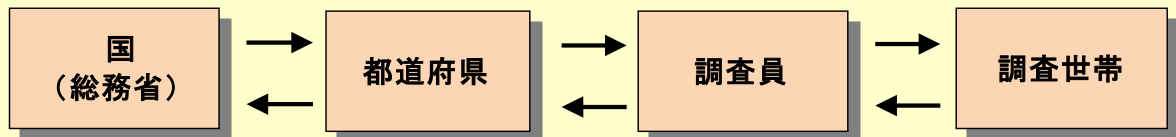
## 調査の概要

### 【家計調査とは】

- 家計調査は「統計法（平成19年法律第53号）」に規定される「基幹統計調査」として、国（総務省統計局）が実施するものです。調査員などの調査に従事する職員は、この法律に基づく調査活動をしています。
- この調査は、家計簿などの調査票を調査対象となった世帯の方に記入していただき、それを集計することで、国民生活の実態を家計収支の面から明らかにする統計調査です。
- 調査の結果は、毎月公表され、景気判断・経済分析や各種年金制度の検討、医療費の算定、消費者物価指数の作成などの基礎資料として、国、都道府県・市町村をはじめ、民間企業や大学の研究機関などでも幅広く活用されています。
- 集められた調査票は、外部の目に触れないように厳重に管理し、集計が完了した後、溶解処分します。

### 【調査の流れ】

- 調査は、都道府県及び調査員を通じて、世帯の方へ調査を依頼しています。



### 【調査世帯の選定方法】

- 調査世帯の選定に当たっては、集めた家計収支の結果が全国の縮図となるよう、調査市町村⇒調査地域⇒調査世帯の順に統計的な抽出方法によってそれぞれ無作為に選定しています。

### 【調査地域に選ばれたら】

- 調査実施に先立ち、調査員が市町村内における調査対象となる地域を確認します。
- 世帯の方には調査地域となったことをお知らせするリーフレットが配布されます。
- 地域内の最新の世帯名簿を作成するため、調査員が地域内のすべてのお宅を訪問します。その際、世帯主のご氏名など、必要な事項を報告して頂きます。
- その後、名簿から選定した世帯の方には、調査票の記入のお願いのために調査員が再度伺わせて頂きます（調査対象となった世帯には、統計法に基づく報告の義務があります）。
- 調査世帯の方には原則、二人以上の世帯の方は6か月間、単身世帯の方は3か月間、調査票にご記入頂きます。調査票は、半月ごとに回収されます（その後、調査世帯を交替し、1つの調査地域で原則として1年間の調査を実施します）。

## 統計法と個人情報保護法

- 個人情報保護法では、「個人情報取扱事業者は、原則として、あらかじめ本人の同意を得ないで個人データを第三者に提供してはならない」とされていますが、例外として「法令に基づく場合」などは提供することが認められています（個人情報保護法第27条第1項）。  
統計法第30条に基づく協力の要請があった場合には、この「法令に基づく場合」に該当します。
- 個人情報保護法の主旨を鑑みた独自の規定を定めている場合においても、ご協力をお願いします。
- 統計調査により集められた個人情報、統計法により厳格に保護され、調査に従事する職員が調査で知り得た内容を他に漏らすことは絶対にありません※ので、ご安心ください。

※ 調査に従事する職員が、職務上知り得た秘密を他に漏らしたときは、統計法の罰則規定に基づき、懲役又は罰金が課せられます。

### ■統計法（抄）

第30条 行政機関の長は、（略）基幹統計調査を円滑に行うためその他基幹統計を作成するため必要があると認めるときは、地方公共団体の長その他の執行機関、独立行政法人等その他の関係者又はその他の個人若しくは法人その他の団体（略）に対し、必要な資料の提供、調査、報告その他の協力を求めることができる。



# 高額商品と ICTの調査です。

**家計消費状況調査にご協力下さい。**

調査の結果は、国の統計作成のための重要な基礎資料として広く活用されます。





# 家計消費状況調査のお知らせ



## 皆様のお住まいの地域が、 家計消費状況調査の 調査対象地域となりました。



- お住まいの地域の中から、調査の対象となる世帯が無作為に抽出されます。
- 調査の対象となった世帯には、後日、調査員が調査の説明とお願いに訪問いたします。  
(対象とならなかった世帯には、調査員は訪問いたしません。)
- 調査についてご理解いただき、ご回答をお願いいたします。

### 「家計消費状況調査」とは、どういった調査なのか？

⇒家計の消費動向の的確な把握のために、世帯の商品・サービスへの支出などの実態を安定的に捉える調査です。

「家計消費状況調査」の結果は、国だけでなく、地方自治体や民間の経済活動でも活用されている、大変重要な統計調査です。

### 国が行う調査なのか？

⇒「統計法」に基づいて国が実施する統計調査であり、総務省統計局が調査業務を民間の調査機関に委託しています。

「家計消費状況調査」は、一般社団法人 新情報センターが調査業務を実施しています。

ご不明な点がございましたら、下記にお問い合わせください。

(おかけ間違いのないよう、ご注意願います。)

#### ◆家計消費状況調査実施本部（一般社団法人 新情報センター）

電話：0120-00-4612（通話料無料）

（受付時間 平日9時～18時、土日祝9時～17時）

メールアドレス：[kakei@sjc.or.jp](mailto:kakei@sjc.or.jp)

#### ◆総務省統計局統計調査部消費統計課家計収支調査企画係

電話：03-5273-1011



## どうやってこの地域が調査の対象になったのですか？

⇒統計的手法によって対象を選定しました。

「家計消費状況調査」の対象となる世帯は、全国の約 5570 万世帯（令和 2 年国勢調査結果）です。その中から統計的な手法によって 3 万世帯を無作為に抽出しています。

## どういったことを調査するのですか？

⇒「家計消費状況調査」では、次のような項目を調査します。

- ① 耐久消費財など特定の商品・サービスの購入金額
- ② インターネットの利用状況、インターネットを利用した支出額
- ③ 電子マネーの保有・利用状況

## 回答内容がどこかに漏れることは無いのですか？

⇒個人情報<sup>①</sup>は厳重に守られます。

「家計消費状況調査」は、「統計法」に基づいて行われます。この法律に基づき、調査に携わる者には守秘義務があります。また、提出いただいた調査票は、統計の作成後、溶解処分するなど秘密の保護には万全を期しています。

## 回答するには、どのような方法があるのですか？

⇒インターネットによる回答か、紙の調査票による回答を選択できます。

パソコン又はスマートフォン・タブレット端末をお持ちの方はインターネットでの回答が可能です。インターネットでの回答の場合、入力可能期間内<sup>(※)</sup>であれば、ご都合のよい時間に回答できます。



なお、インターネット回答における通信は、すべて暗号化されていますので、回答データは厳重に守られます。

パソコン又はスマートフォン・タブレット端末をお持ちでない方などは、紙の調査票を郵送しての回答になります。

(※) 入力可能期間は、毎月 1 日～翌月 5 日となります。

## 調査結果は、どのように利用されるのですか？

⇒日本の景気の動向を把握する基礎資料などに利用されています。

「家計消費状況調査」などの調査結果を基に、政府は日本全体の家計の消費支出を推計したり、客観的な景気判断を行っています。

## 調査結果は、いつ公表されるのですか？

⇒調査月の翌々月の上旬に、インターネットで公表しています。

「家計消費状況調査」の調査結果は、総務省統計局が公表し、インターネットなどで提供しています。

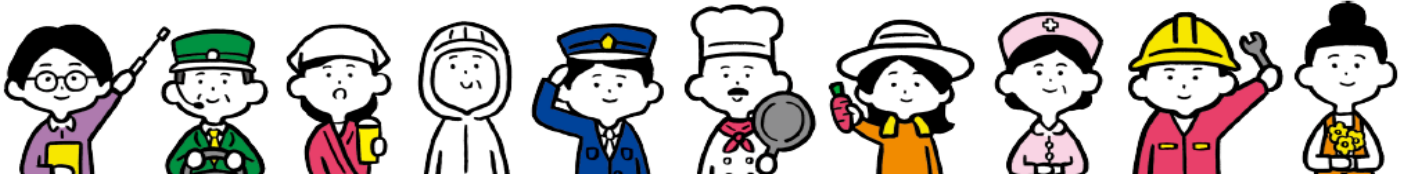
↓総務省統計局「家計消費状況調査」のページはこちら

<https://www.stat.go.jp/data/joukyou/index.html>



# 労働力調査

って何??



## 労働力調査って何?

我が国の「就業」・「不就業」の実態を明らかにすることを目的とする国の重要な調査です。

## 働いていないけど対象?

高齢者、専業主婦、学生など働いていない人も対象になります。

※「非労働力人口」として公表されます。

## 何回、回答するの??

1年目に2か月、2年目の同時期2か月の計4か月、調査のお願いに伺います。



## 答えなくてはいけないの?

統計法に基づき、報告（回答）義務が課されています。

※統計法では、対象となった世帯に対して「報告義務（第13条）」と「罰則（第61条）」が定められています。

## 誰が対象になる?

統計理論に基づき、全国から無作為に選ばれた約4万世帯、約10万人が毎月、調査の対象になります。

<標本調査とは?>

全ての世帯に調査を行うのではなく、一部の世帯を全国から偏りなく選ぶ調査方法です。



## どんなことが分かる?

「就業者数」、「完全失業率」などが分かります。

※働いていない人も「就業率」の計算に使用されています。



## 訪問してきた調査員って誰?

都道府県知事が任命した地方公務員です。労働力調査について説明、調査票の配布・回収を行います。



調査員証  
調査員名・任命期間・任命した知事名を記載

労働力調査に関する詳しい情報は、統計局HP、お住まいの都道府県、調査員にお尋ねください

労働力調査

検索



総務省統計局・都道府県

## 小売物価統計調査 家賃調査にご回答ください。

### マンション・アパートの管理会社等の皆様へ

- 総務省統計局では、民営借家の家賃等を調査するため、都道府県を通じて民営借家を対象に「小売物価統計調査 家賃調査」を実施しています。

問：どんな調査なの？

答：統計法に基づく「基幹統計調査」として実施している、重要な統計調査です。

- 小売物価統計調査は、国民の消費生活上重要な商品の小売価格、サービスの料金及び家賃を全国的規模で毎月調査することにより、月々の価格の変化を明らかにし、消費者物価指数(CPI)やその他物価に関する基礎資料を得ることを目的として、昭和25年6月から実施されている基幹統計調査です。
- 家賃調査は、調査の対象となった地域の民営借家について、住宅に関する事項を調査しています。全国167市町村において、約2,000事業所（民営借家を賃貸又は管理する不動産管理会社等）を対象に実施します。

問：具体的に何を回答すればいいの？

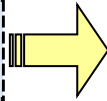
答：調査対象に選定された民営借家の月額家賃や延べ面積などについて、ご回答をお願いします。

- 統計調査員が、調査地域に所在する全ての住宅について、住宅の所有関係を確認します。このうち、民営借家については、月額家賃、延べ面積などの住宅に関する事項を、民営借家を賃貸又は管理する不動産管理会社等の皆様に質問することにより調査します。（統計調査員は、都道府県知事が発行した「調査員証」を携帯しています。）
- 選定された民営借家の情報は定期的に、統計調査員がお尋ねすることとなります。
- 統計法第13条の規定により、報告義務がございます。調査の趣旨をおくみとりの上、月額家賃等についてご回答くださいますようお願いいたします。





問：居住者情報を提供しても問題はないの？



答：調査しているものは住宅に関する事項のため、居住者情報ではありません。  
また、統計調査への回答は、法令に基づく正当なものですので、問題はありません。

○ 個人情報の保護に関する法律第 27 条第 1 項では、個人情報取扱事業者は、「あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。」とされています。しかし、「法令に基づく場合」は例外となっています。**不動産管理会社等の皆様にご回答をお願いするのは、統計法に基づくものであり、個人情報の保護に関する法律第 27 条第 1 項第 1 号による「法令に基づく場合」に該当します。**

○ 調査関係者が調査で知り得た内容は統計法により厳重に保護されます。したがって、内容を他に漏らされたりすることは絶対にありません<sup>(注)</sup>ので、ご安心ください。

(注)調査関係者が、職務上知り得た内容を他に漏らしたときは、統計法の罰則規定に基づき、懲役又は罰金が課せられます。

#### ■ 統計法（抄）（平成十九年法律第五十三号）

（報告義務）

第十三条 行政機関の長は、第九条第一項の承認に基づいて基幹統計調査を行う場合には、基幹統計の作成のために必要な事項について、個人又は法人その他の団体に対し報告を求めることができる。

2 前項の規定により報告を求められた個人又は法人その他の団体は、これを拒み、又は虚偽の報告をしてはならない。

（守秘義務）

第四十一条 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める業務に関して知り得た個人又は法人その他の団体の秘密を漏らしてはならない。

一 第三十九条第一項第一号に定める情報の取扱いに従事する行政機関の職員又は職員であった者 当該情報を取り扱う業務

#### ■ 個人情報の保護に関する法律（抄）（平成十五年法律第五十七号）

（第三者提供の制限）

第二十七条 個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

一 法令に基づく場合

小売物価統計調査の  
最新結果はこちら！

小売物価統計調査

検索



総務省統計局